

2 環境科学班

環境科学班は、熊本市の良好な環境を守るため大気、水質などの環境保全に関する行政依頼検査を行っています。

さらに、大気環境の保全では地方自治体の試験研究機関の連携組織である全国環境研協議会等が実施している広域的な調査に参加し、試験検査を行っています。

調査別の検査件数を表2に、依頼課別の検査件数を表3に示します。

(1) 大気保全関係の検査

環境政策課の依頼による有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を実施しました。また、全国環境研協議会の取り組みとして、酸性雨の調査を行いました。

ア 有害大気汚染物質調査

有害大気汚染物質の調査として、水道町自動車排出ガス測定期（1地点）で水銀を年12回測定しました。令和6年度の年平均値は $1.6\text{ng}/\text{m}^3$ で、指針値以下（ $40\text{ng}/\text{m}^3$ 以下）でした。

イ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析

微小粒子状物質（PM2.5）の調査として、当センター屋上で捕集した試料の成分分析（質量濃度、イオン成分、炭素成分及び無機成分）を実施しました。試料捕集は、環境省のガイドラインに基づき年4回、各2週間実施しました。令和6年度の成分分析結果の報告は資料編に掲載しています。

ウ 酸性雨調査

全国環境研協議会が実施している第6次全国酸性雨調査（平成28年度～）に参加し、当センター屋上で採取した雨水のpHやイオン成分などの分析を行いました。令和6年度のpHの年平均値は4.92で、前年度平均値（4.86）とほぼ同程度でした。

(2) 水質保全関係の検査

水保全課の依頼による公共用水域及び地下水の常時監視並びに事業場排水の検査などのほか、関係各課の依頼による水質汚濁関係の検査を実施しました。

ア 公共用水域

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した公共用水域水質測定計画に従い、河川及び海域の常時監視に伴う水質調査を行いました。

調査項目のうち、河川の有機物による水質汚濁の指標である BOD については、河川の環境基準点（8 地点）で年 12 回、補助点（19 地点）で年 4 回調査を実施し、補助点の 2 地点を除いた 25 地点で環境基準を達成していました。海域の有機物による水質汚濁の指標である COD については、海域の環境基準点（4 地点）で年 12 回調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成していませんでした。

また、全亜鉛及び LAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）については、河川の環境基準点（8 地点）及び海域の環境基準点（4 地点）で、全亜鉛は年 2 回、LAS は年 1 回調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成していました。

さらに、有害金属、揮発性有機化合物、ほう素、ふつ素などの健康項目については、河川の環境基準点及び補助点（計 9 地点）並びに海域の環境基準点（2 地点）で年 1~4 回調査を実施しました。また、有機フッ素化合物（PFOS 及び PF0A）などの要監視項目については、河川の環境基準点及び補助点（計 6 地点）で年 1~2 回調査を実施しました。その結果、河川の環境基準点 1 地点でふつ素が環境基準を超過していました。それ以外の地点・項目で環境基準値（又は指針値）を超えたものはありませんでした。

イ 地下水

水質汚濁防止法に基づき熊本県が作成した地下水質測定計画に従い、地下水の常時監視に伴う水質調査を行いました。

(ア) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、定点監視調査及び補助点調査を行いました。

a 定点監視調査

地下水質の現況と経年的な水質の変化を把握するため、市内全域に設置された監視井戸や民間井戸を用いて継続した水質調査を行っています（表 4、図 1 参照）。

令和 6 年度は、6 月に 22 本の井戸、10 月に 39 本の井戸について水質汚濁に係る環境基準項目、要監視項目及び地下水主要成分の検査を行いました。

その結果、環境基準項目については、ヒ素が T52(飽田)、T53(飽田)及び T107(清藤)の 3 地点で、ほう素が T21(中島)及び T45(天明)の 2 地点で、ふつ素が T20(中島)、T21(中島)、T35(白川)、T45(天明)、T46(天明)及び T107(清藤)の 6 地点で環境基準を超えて検出されました。その原因は地質由来によるものと考えられます。それ以外の地点・項目については、全て環境基準を達成していました。要監視項目については、溶解性マンガンが T14(力合)、T34(白川)、T46(天明)、T102(春竹)及び T103(花園)の 5 地点で指

針値を超えて検出されましたが、その原因も地質由来によるものと考えられます。また、有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が、T34(白川)及び T110（轟）の 2 地点で指針値を超えて検出されました。現在、有機フッ素化合物の指針値超過の原因究明に向け、周辺の地下水等の調査を実施しています。

なお、硝酸性窒素濃度の短期間での変化を把握するために、東部地区 5 地点（平成 21 年度から）及び北部・北西部地区 5 地点（平成 27 年度から）の計 10 地点において、年 6 回の定点監視調査を行いました。

b 補助点調査

定点監視調査を補うために、本市の主要な地下水流动地帯である東部地区の他、城南町地区などの井戸（6 月に 21 本、10 月に 18 本）について、硝酸性窒素の検査を実施しました。

(1) 定期モニタリング調査

これまでの調査で水質の汚染が確認されている地域で、地下水質の動向を継続的に把握するため調査を行いました。

a 硝酸性窒素

北部地域、北西部地域及び植木町地域では、環境基準を超える硝酸性窒素の汚染が継続して確認されていることから、年 2 回、調査を実施しました（表 5 参照）。

なお、本市では地下水の硝酸性窒素濃度を低減するため、令和 7 年 3 月に策定された「第 5 次熊本市硝酸性窒素削減計画」に基づいて対策が進められています。

b ヒ素等

南西部地域に見られるヒ素、ふっ素及びほう素による汚染については、これまでの調査で、その原因が人為的汚染ではなく自然的要因であることが判明しています。

令和 6 年度は 6 月に計 26 本の井戸について調査を行いました。その結果、ヒ素が 13 本、ふっ素が 14 本で環境基準を超過していました。調査した井戸のうちいずれかの項目が環境基準を超過した井戸は 20 本でした。なお、その濃度は昨年度の調査結果と概ね同程度でした。

c 挥発性有機化合物

市内に点在する揮発性有機化合物による地下水汚染地区について、48 本の井戸を年 1 ~4 回、延べ 84 検体の検査を行いました。その結果、延べ 22 本の井戸で環境基準を超過していました。

d 有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）

令和 4 年度の地下水定点監視調査において、T34(白川)及び T110 (轟) の 2 地点で有機フッ素化合物(PFOS 及び PFOA) が指針値を超えて検出され、その後の調査で、井芹川の上流や植木地区の複数の井戸において指針値超過が確認されました。

本市では、このような有機フッ素化合物の指針値超過を受け、令和 7 年（2025 年）2 月に有識者で構成される「熊本市有機フッ素化合物対策専門家会議」を設置し、指針値超過の原因究明に向けた調査を実施しています。

令和 6 年度は、河川 198 検体、地下水 316 検体、排水等 59 検体(いずれものべ数)について、PFOS 及び PFOA 並びにイオン成分の検査を実施しました。引き続き、指針値超過の原因究明やモニタリングを実施していきます。

e その他

平成 23 年度（萩原地区）及び平成 24 年度（春日地区）に工場跡地の土壤及び井戸水から、環境基準を上回る有害物質（ベンゼン、シアン、ふっ素など）が検出されたことから、平成 25 年度からそれぞれの地区で 2 本ずつ、計 4 本の井戸（平成 28 年 11 月からは井戸 1 本の廃止により計 3 本）をモニタリング井戸として年 2 回の調査を行っています。令和 6 年度の調査では、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

また、平成 25 年度に植木町で確認された自然的要因によるヒ素及びふっ素の環境基準超過については、平成 27 年度以降、年 2 回、2 本の井戸で調査を行っています。例年、ヒ素及びふっ素の環境基準超過が確認されており、令和 6 年度も同様にヒ素及びふっ素が環境基準を超過していました。

(ウ) 地下水汚染における科学的自然減衰監視

平成 3 年に東野地区においてガソリンによる地下水汚染が発生したため、汚染の拡大防止と浄化を目的に浄化装置を用いて汚染した地下水の揚水処理を開始しましたが、汚染濃度の減少や汚染地域の縮小に伴い平成 14 年度末に浄化装置の運転を休止し、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて、国立環境研究所と共同で「地下水汚染における科学的自然減衰 Monitored Natural Attenuation (MNA) に関する研究」を行いました。その結果、東野地区では、土壤中の細菌によりガソリン成分の分解が進んでいることが確認され、以降、自然減衰の状況を監視していくことになりました。

令和 6 年度は、年 2 回、各 8 本の井戸でガソリン成分（ベンゼン、トルエン、キシレン）の監視を行いましたが、いずれも検出されませんでした。

(I) その他

文化財課の依頼により、上江津湖のスイゼンジノリ保護区域一帯の湧水 5 箇所について、

年4回の水質検査を行いました。

ウ 事業場排水

事業場排水は、38検体について生活環境項目と健康項目の検査を行いました。その結果、1事業所で違反（SS（浮遊物質量））があり、担当課より排水を適切に処理するよう指導が行われました。

(3) 空間放射線量率の測定

平成23年(2011年)3月に発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、市内の環境放射線量を把握するため、空間放射線量率の測定を実施しています。

平成23年度から平成28年度までの5年間は、各区役所及び当センター敷地内の計6ヶ所で測定を実施し、空間放射線量率が通常のレベルの範囲内（最小0.026～最大0.071マイクロシーベルト／時）であることを確認しました。

このような状況を踏まえ、平成29年度以降は、毎年度四半期に1回、当センター敷地内でのみ測定を実施しています。

令和6年度の測定結果においても、空間放射線量率はこれまでと同程度で、通常レベルの範囲内にあり、日常生活に影響がないことが確認されました（表6参照）。今後も測定を継続し、情報提供を行っていきます。

(4) 廃棄物関係の検査

環境施設課の依頼により、市最終処分場周辺の地下水質を監視するため、年1回、31本の地下水観測井戸や周辺井戸について検査を行いました。その結果、最終処分場に起因して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

また、事業ごみ対策課の依頼により、民間産業廃棄物最終処分場周辺の地下水質を監視するため、年2回、15本の観測井戸について検査を行いました。その結果、最終処分場に起因して、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で規定する水質基準を超えた検体はありませんでした。

(5) その他の検査

河川のマイクロプラスチック分析の情報収集のため国立環境研究所と地方環境研究所とで行うII型共同研究に参加しました。令和6年11月には、江津湖周辺（加勢川）でのマイクロプラスチック調査を実施しました。

また、当班では分析精度の確認と向上を目的として、毎年、環境省主催の精度管理調査に参

加しています。令和6年度は、模擬排水試料の全リン、ほう素及び金属並びに模擬水質試料の農薬の検査を行い適正な結果を得ました。さらに酸性雨の精度管理にも参加し適正な結果を得ました。

表2 調査別の検査件数

調査区分		検体数	項目数	備考
大気汚染	有害大気汚染物質	12	12	
	微小粒子状物質（PM2.5）	64	2,558	
	酸性雨	83	503	
	計	159	3,073	
水質汚濁	河川・海域	生活環境項目等	304	pH、BOD、SS等
		健康項目・要監視項目	19	806 重金属、揮発性有機化合物等
	地下水	概況調査	148	5,216
		定期モニタリング調査	503	8,134 有機フッ素化合物等
		地下水汚染における科学的自然減衰監視	16	336
		その他	153	1,964 スイゼンジノリ保護区湧水調査、自主モニタリング等
	事業所排水	38	376	生活環境項目、健康項目
	その他	420	7,566	環境総合センター排水自主測定等
	計	1,601	26,338	
	廃棄物関係	59	1,665	市廃棄物最終処分場周辺観測井戸、民間産廃処分場観測井戸等
	精度管理	4	68	環境省精度管理
	その他	4	4	空間放射線量率
合計		1,827	31,148	

表3 依頼課別の検査件数

依頼課	検体数	項目数	備 考
環境政策課	91	2,296	PM2.5、有害金属等
水保全課	1,258	20,281	水質汚濁防止法に基づく調査等
環境施設課	40	608	最終処分場周辺調査等
事業ごみ対策課	156	3,792	産廃処分場周辺地下水調査等
動植物園	16	112	池の水質
文化財課	20	220	スイゼンジノリ保護区域湧水調査
計	1,581	27,309	
その他	246	3,839	空間放射線量率、精度管理 等
合 計	1,827	31,148	

表4 定点監視井戸一覧表

井戸番号	深度(m)	用 途	測定回数	井戸番号	深度(m)	用 途	測定回数	井戸番号	深度(m)	用 途	測定回数
T 3	50	農業用	1回	T 21	15	監視用	1回	T 47	145	監視用	1回
T 4	60	"	1回	T 32	25	"	2回	T 48	110	"	1回
T 9	55	監視用	2回	T 33	25	"	2回	T 51	135	"	2回
T 10	35	"	2回	T 34	65	"	2回	T 52	109	"	1回
T 11	110	"	2回	T 35	20	"	2回	T 53	135	"	1回
T 12	100	"	2回	T 36	110	"	2回	T 102	55	"	2回
T 13	100	"	2回	T 40	110	"	2回	T 103	36	"	2回
T 14	45	"	1回	T 41	70	"	2回	T 104	91	"	2回
T 15	150	"	1回	T 42	60	"	2回	T 106	69	雑用	1回
T 17	110	"	2回	T 43	100	"	2回	T 107	35	"	1回
T 18	40	"	2回	T 44	115	"	2回	T 109	100	飲雑用	1回
T 19	210	"	1回	T 45	10	"	1回	T 110	40	飲用	2回
T 20	100	"	1回	T 46	93	"	1回	T 111	80	雑用	1回

表5 モニタリング調査結果（硝酸性窒素）

地 域	6月			10月		
	北部地域	北西部地域	植木町地域	北部地域	北西部地域	植木町地域
調査井戸本数	33	10	17	32	10	17
基準超過本数	11	2	6	10	2	7

表6 空間放射線量率の測定結果

調査地点	測定結果（マイクロシーベルト/時）						
	R6年6月10日		R6年9月6日		R6年12月3日		R7年3月7日
環境総合センター	0.036	晴	0.031	晴	0.029	晴	0.040

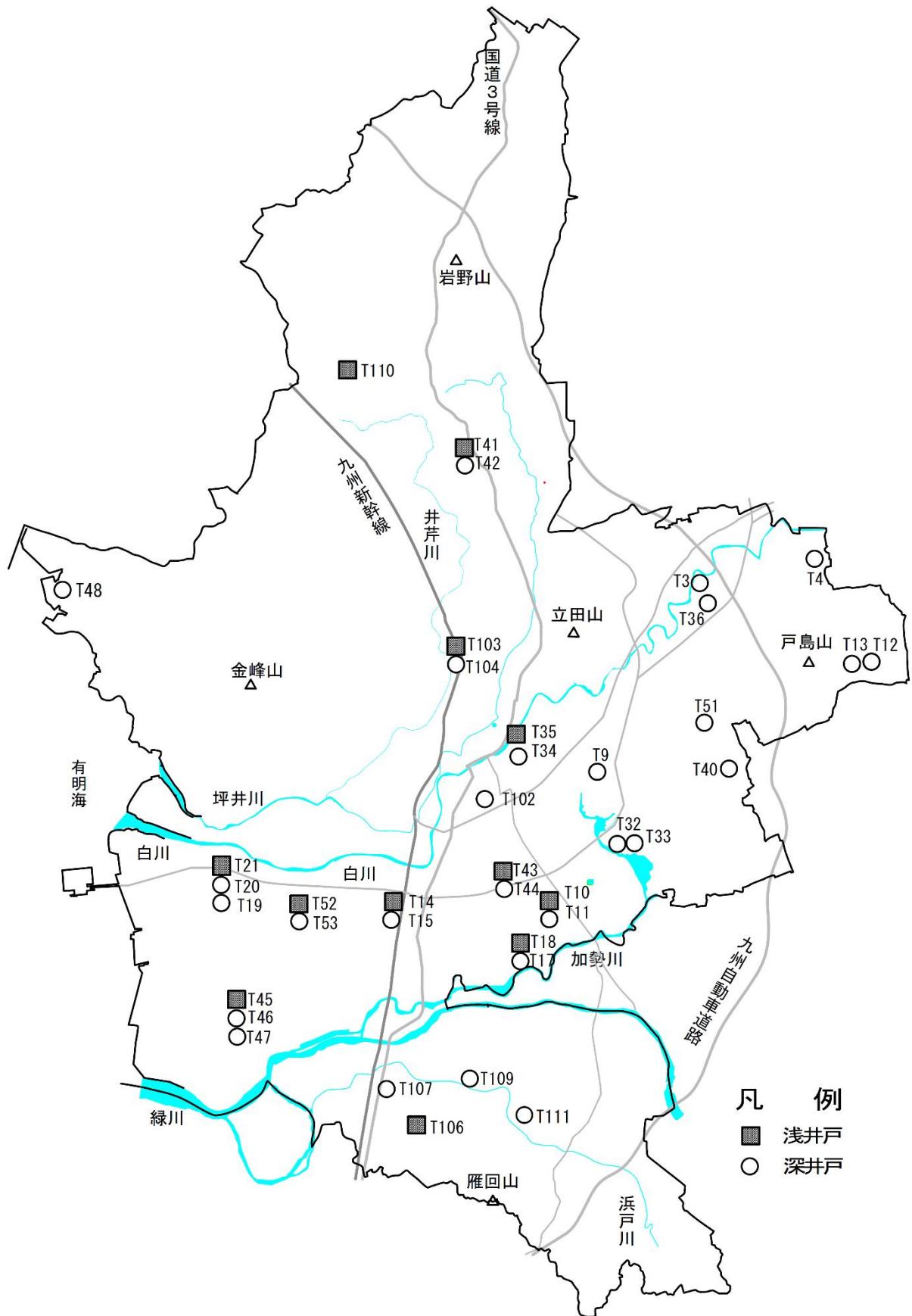


図1 定点監視井戸位置図

凡 例
 ■ 浅井戸
 ○ 深井戸